

山梨県バス運行対策費補助金交付要綱

知事は、県内におけるバス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するために、不採算の生活路線を運行する路線バス事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年6月20日、山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1章 総則

(定義)

第1条 本編において、「乗合バス事業者」、「協議会」、「地域間幹線系統確保維持計画」、「地域間幹線系統」及び「補助対象期間」というのは、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の「乗合バス事業者」、「協議会」、「地域間幹線系統確保維持計画」、「地域間幹線系統」及び「補助対象期間」をいう。

第2章 路線維持費補助金

(補助対象路線)

第2条 補助対象路線は、別表1に規定される路線とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている者とする。

(補助対象経費の額)

第4条 補助対象経費の額は、別表2の方法により算出された額とする。

(補助対象路線の要件成否の決定)

第5条 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による生活交道路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号)第 2 条第 2 項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 第 1 号の 2 様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

- 2 補助対象期間終了前に第 10 条により概算払いを受けようとする者は、第 2 号様式による生活交通路線維持費補助金交付申請書及びこれに関連する必要な事項を記した書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付額)

第 7 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の 1/2 に相当する額以内の額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第 8 条 知事は、第 6 条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第 3 号の 1 様式により補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

- 2 第 6 条第 2 項による申請については、第 3 号の 2 様式により補助金の交付の決定をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(変更交付申請)

第 9 条 第 8 条第 2 項により交付の決定を受けた後に当該交付決定に係る事業の内容等を変更する場合には、遅延なく第 4 号様式に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに変更交付決定通知を行うものとする。

(補助金の交付及び概算払い)

第 10 条 補助金は、額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の 1/2 を上限に概算払いができるものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項ただし書により補助金の概算払いを受けようとするときは、第 5 号様式を知事に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第 1 項ただし書により補助金の概算払いを受けたとき(第 8 条第 1 項により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたものを除く)は、第 6 号様式による生活交通路線維持費補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 20 日までに知事に提出するものとする。ただし、第 1 号の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和 39 年運輸省令第 21 号)第 2 条第 2 項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 第 1 号の 2 様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

(補助対象路線に係るものに限る。)

- 4 知事は、前項より提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、第7号様式による補助金の額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。
- 5 知事は、前項により補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

- 第11条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

- 第12条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 本要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

- 第13条 補助対象事業者は、第3条の要件に該当する者とする。

(補助金の交付額)

- 第14条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の $1/2$ に相当する額以内の額とする。
- 2 各補助対象事業者の補助対象車両数(累計)の上限は、第2条の要件に該当する数とする。

(補助対象事業)

- 第15条 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の対象となる事業は、別表3に規定される事業とする。

(補助対象経費の額)

- 第16条 補助対象購入車両減価償却費に係る補助対象経費の額は別表4の方法により算出され

た額とする。

(補助金の交付の申請)

第 17 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 8 号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条第 2 項の事業報告書(本章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 20 日までに知事に提出するものとする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

2 補助対象期間終了前に第 21 条により概算払いを受けようとする者は、第 9 号様式による補助金交付申請書及びこれに関連する必要な事項を記した書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第 18 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第 10 号様式及び第 11 号様式による補助金の交付の決定通知書及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

2 前条第 2 項による申請については、第 10 号様式により補助金の交付の決定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(変更交付申請)

第 19 条 前条第 2 項により交付の決定を受けた後に当該交付決定に係る事業の内容等を変更する場合には、遅延なく第 12 号様式に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに変更交付決定通知を行うものとする。

(交付条件)

第 20 条 補助金の交付と対象経費を重複して、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金以外の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付及び概算払い)

第 21 条 補助金は、額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の 1/2 を上限に概算払いができるものとする。

2 補助対象事業者は、前項ただし書により補助金の概算払いを受けようとするときは、第 13 号様式を知事に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項ただし書により補助金の交付を受けたとき(第 18 条第 1 項により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたものを除く)は、第 14 号様式による補助金実績報

告書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書（本章に係る経常費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

4 知事は、第3項より提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、第15号様式による補助金の額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

5 知事は、第4項により補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業により取得した車両を当該取得の日から5年間以内に処分しようとするときは、あらかじめ第16号様式により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業により取得した車両を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に返納させることがある。

（準用規定）

第23条 第11条及び第12条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

1 この交付要綱は、平成13年度から適用する。ただし、平成13年度については、補助対象期間のうち平成12年10月1日から平成13年3月31日までの間については、山梨県バス路線維持費補助金交付要綱(昭和48年3月13日制定)を適用するものとする。

なお、山梨県バス路線維持費補助金交付要綱は、平成14年3月31日に廃止とする。

附 則

1 この交付要綱は、平成15年10月30日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則

1 この交付要綱は、平成16年10月28日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

1 この交付要綱は、平成17年7月8日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

1 この交付要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成 22 年 10 月 15 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 2 年 7 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 2 年 11 月 10 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の特例)

- 2 令和 2 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第 2 条の規定の適用については、別表 1 ホ中「輸送量」とあるのは、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に係る当該運行系統別の 1 日当たりの実績輸送量（以下、「令和元年度輸送量」という。）より少ない場合にあっては、令和元年度輸送量とする。
- 3 令和 2 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第 4 条の規定の適用については、別表 2 の 5 中「平均乗車密度」とあるのは、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に係る当該運行系統別の実績平均乗車密度（以下、「令和元年度平均乗車密度」という。）より少ない場合にあっては、令和元年度平均乗車密度とし、令和元年度平均乗車密度の数値が 5 人未満の補助対象系統については、令和元年度平均乗車密度に運行回数を乗じて算出した輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

附則

- 1 この交付要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

(令和 3 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の特例)

- 2 令和 3 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第 2 条の規定の適用については、別表 1 ホ中「輸送量」とあるのは、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に係る当該運行系統別の 1 日当たりの実績輸送量（以下、「令和元年度輸送量」という。）より少ない場合にあっては、令和元年度輸送量とする。
- 3 令和 3 年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合に

おける第4条の規定の適用については、別表2の5中「平均乗車密度」とあるのは、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に係る当該運行系統別の実績平均乗車密度（以下、「令和元年度平均乗車密度」という。）より少ない場合にあつては、令和元年度平均乗車密度とし、令和元年度平均乗車密度の数值が5人未満の補助対象系統については、令和元年度平均乗車密度に運行回数を乗じて算出した輸送量を5人で除した数值（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

附 則

1 この交付要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和3年10月1日から適用する。ただし、第14条第2項及び第20条の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（令和4年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の特例）

2 令和4年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第2条の規定の適用については、別表1ホ中「輸送量」とあるのは、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に係る当該運行系統別の1日当たりの実績輸送量（以下「令和元年度輸送量」という。）より少ない場合にあつては、「令和元年度輸送量」とする。ただし、令和元年度輸送量が150人超であった場合は、この限りでない。

3 令和4年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第4条の規定及び別表2の4の項の適用については、従前のとおり取り扱うものとする。この場合において、別表2の5の項中「平均乗車密度」とあるのは、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に係る当該運行系統別の実績平均乗車密度（以下「令和元年度平均乗車密度」という。）より少ない場合にあつては、「令和元年度平均乗車密度」とする。

附 則

1 この交付要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

（令和5年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の特例）

2 令和5年度分の予算に係る山梨県バス運行対策費補助金の交付を受けようとする場合における第2条の規定の適用については、別表1ホ中「輸送量」とあるのは、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に係る当該運行系統別の1日当たりの実績輸送量（以下「令和元年度輸送量」という。）より少ない場合にあつては、「令和元年度輸送量」とする。ただし、令和元年度輸送量が150人超であった場合は、この限りでない。

別表 1

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費	<p>協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p> <p>イ 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域行政圏の中心市町村への需要 ・ 県庁所在地への需要 ・ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要 <p>ニ 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人のもの。ただし、過去 2 ケ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超であったものを除く。</p> $\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$ <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の額に達していないもの。ただし、過去 2 ケ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p> <p>ト 補助対象期間の末日(9 月 30 日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日の 30 日前までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p>	1/2

(注)

1. 「平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第 1 位まで算出。第 2 位以下切り捨て。)

$$\text{「平均乗車密度」} = \text{「運送収入」} \div \text{「実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

2. 「運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に実車走行キロを乗じて算出する。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定が行われる場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$

別表 2

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の額の $9/20$ に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が行われる場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)
2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。
 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額 \times 当該補助対象系統の実車走行キロ
 ただし、実車走行キロ当たり経常費用の額が、本県にかかる地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。
 地域キロ当たり標準経常費用 \times 当該補助対象系統の実車走行キロ
3. 経常収益の額は、次式によって算出する。
 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の額 \times 当該補助対象系統の実車走行キロ
4. 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50% 以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。
 当該補助対象系統の補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額 \times
 $(\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}) \div \text{当該補助対象系統の総キロ程}$
5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の数値が 5 人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(注)

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。

別表 3

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
第 3 条の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)であって、別表 4 に定めるところにより算出される経費	<p>協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからロの全てに適合する車両(新車に限る。)</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として第 2 条の補助対象系統の運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 地上から床面までの地上高が 65 センチメートル以下、かつ定員 11 人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)</p> <p>② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)</p> <p>③ 小型車両(①及び②の類型に属さない、長さ 7 メートル以下かつ定員 29 人以下の車両)</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成 15 年 12 月 26 日付け国自技第 211 号又は平成 18 年 3 月 10 日付け国自技第 254 号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>	1/2

別表 4

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)とする。
2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額(車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。
 - イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。)
 - ・ノンステップ型車両：1,500万円
 - ・ワンステップ型車両：1,300万円
 - ・小型車両：1,200万円
 - ロ 実費購入予定費(消費税を除く。)から備忘価額として1円を控除した額。
3. 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。)
補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額×
当該車両の償却率×補助対象期間中に使用する予定の月数÷12(月)
4. 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。)
5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。